

○榿原市立図書館資料弁償要綱

(平成8年5月30日教育委員会告示第12号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、榿原市立図書館の管理運営に関する規則(平成8年榿原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第19条第2号の規定に基づく榿原市立図書館の図書館資料の弁償について必要な事項を定めるものとする。

(弁償の請求)

第2条 規則第13条第2号に規定する届出を受理したとき、館長は、速やかに利用者(団体にあってはその代表者)に図書館資料の弁償を請求しなければならない。

(弁償の方法)

第3条 弁償は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 現物
- (2) 相当の代価(無定価図書及び古書については、別に定める基準による。)
- (3) 館長が指定する資料の代納

(弁償の免責)

第4条 館長は、利用者が図書館資料を紛失し、又は損傷したときにおいて次の各号のいずれかに該当するときは、弁償の責めを免ずることができる。

- (1) 当該紛失又は損傷が天災によるものであるとき。
- (2) 当該紛失又は損傷が火災によるものであるとき。
- (3) その他館長がやむを得ないと認めたとき。

(報告)

第5条 館長は、図書館資料の弁償の状況を教育長に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。